



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

<http://www.taxi-tokyo.or.jp>

プレスリリース

平成30年10月4日

報道関係者各位

第5回 東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
第3回 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、タクシー事業の適正化及び活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととなっております。

昨年は、平成26年の特別措置法改正以降3年分の調査結果を国土交通省に報告したところではありますが、今年度も引き続き平成29年度の取組状況等についてフォローアップを行うこととしております。

つきましては、平成29年度の取組状況等についてフォローアップを行うため、第5回「東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会」、第3回「東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会」を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の30日前（10月19日・金曜）までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

記

1. 日 時 平成30年11月19日（月） 13：30～
2. 場 所 自動車会館 2階 大会議室
東京都千代田区九段南4-8-13
www.jidosya-kaikan.com/map.html
3. 予定している議題 (1) 準特定・特定地域協議会の設置要綱の改正について
(2) 適正化・活性化に関するフォローアップ調査について
(3) 適正化・活性化の取り組み状況について

本件に関する
お問い合わせ先

東京都北・西多摩準特定、南多摩特定タクシー地域協議会事務局
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
門 井 ・ 高 筒 TEL：03-3264-8080